

新規 継続  
(どちらかに○をつけてください。)

様式第1号(第4条関係)

保育所入所申込書

令和 年 月 日

保護者 住所  
氏名  
連絡先 ( )

飯南町長 様  
保育所の入所につき次のとおり申し込みます。

入所児童	(ふりがな)	生 年 月 日	性別	土曜保育の希望 (就労証明必要)
	氏名	年 月 日生	男・女	有 ・ 無
入所を希望する保育所名	第1希望	(希望理由)		
	第2希望	(希望理由)		
	第3希望	(希望理由)		
保育の実施を希望する期間	令和 年 月 日 から 令和 年 月 日まで			
保育の実施を必要とする理由 (1~7裏面参照)	両親：父 ( ) 具体的状況 ( ) 母 ( ) " ( ) 1-1. 家庭外労働 1-2. 家庭内労働 2. 妊娠中・出産後 3. 疾病・傷がい 4. 同居親族の介護・看護 5. 家庭の災害 6. 求職活動 7. 修学中 8. 虐待やDVのおそれがある 9. 育児休業取得時に既に保育を利用している子がいる 10. その他 ( )			

○ 入所児童の家庭の状況 (父母は、単身赴任等で別居の場合でも記入してください。)

区分	氏名	児童との続柄	生年月日	性別	勤務先(勤務時間)・学校・保育所等	備考
入所児童の世帯員				男・女		
				男・女		
				男・女		
				男・女		
				男・女		
				男・女		
				男・女		
世帯の状況 (該当番号に○をして下さい)	1 生活保護世帯である ( 年 月 日保護開始) 2 母子・父子世帯である 3 身体障がい手帳の交付を受けている者がいる 4 療育手帳の交付を受けている者がいる 5 精神障がい者保健福祉手帳の交付を受けている者がいる 6 特別児童扶養手当を受給している者がいる 7 障害基礎年金を受給している者がいる。					

*町記載欄	入所申込みの承諾	保育の実施の要否	保育の実施期間		保育の実施基準の番号
		要・否 (理由)	自 令和 年 月 日 至 令和 年 月 日		両親:父 ( ) 母 ( )
			入 所 保 育 所		
		令和 年 月 承諾	備	考	

○ 裏面の注意をよく読んでから記入してください。\*印の欄には記入する必要がありません。

裏面あり

## 記 入 上 の 注 意

この入所申込書は、保護者が次の点に注意し記入のうえ町役場に提出してください。なお、その家庭から2人以上の児童が同時に入所を申込み場合は、それぞれの児童ごとに1枚の用紙を用いてください。

- 1 「入所児童」の欄は、「氏名」にふりがなを付し、「性別」の欄は該当するものを○で囲んでください。
- 2 「入所を希望する保育所名」は希望する順位に従い保育所名を記入し、また、その保育所を希望する理由（例えば、既に兄弟が入所しているため、延長保育を実施しているため、距離が近い等）を記入してください。
- 3 「保育の実施を希望する期間」には、小学校就学始期に達するまでの4の保育の実施を必要とする理由に該当すると見込まれる期間の範囲内で記入してください。
- 4 保育所へ入所できる基準は次の表に掲げるような場合で、かつ、両親以外の同居している親族等が児童の保育をできない場合に限られます。「保育の実施を必要とする理由」の欄については、( )内に両親（両親と別居している場合には、現在児童の面倒を実際にみている者）が下の表の(1)から(10)までに掲げるいずれの場合に該当するかを判断して、その該当する番号を全て記入し、かつ、その具体的な状況について、同欄に記入してください。（例えば(1-1)や(1-2)に該当する場合は勤務先・就労時間・就労日数等、(3)では傷病名や治療見込み期間等、(4)では看護している病人等の傷病名や治療見込み期間等、(10)ではその他の保育ができない状況等。なお、具体的な状況を確認できる書類があればあわせて添付してください。
- 5 「入所児童の世帯員」の欄は、入所児童本人以外の入所児童の両親（同居・別居の別を「備考」に記入してください）及び同居している親族等の全員について記入するとともに、「性別」の欄は、該当するものを○で囲んでください。
- 6 **土曜保育を希望される場合は、就労証明に土曜日の就労時間をご記入ください。**  
**※ 書類確認後、職場へ土曜日の就労状況を確認させていただきます。**
- 7 保育所の入所については、
  - ・ 保育所へ入所できる基準に該当しないために入所が認められない場合
  - ・ 希望者が多数いるため希望する保育所へ入所できない場合
  - ・ 保育所へ入所できる基準の該当事由により保育の実施期間の希望に添えない場合がありますから、あらかじめご承知ください。

### 保 育 所 へ 入 所 で き る 基 準

保育所へ入所できる児童は、両親いずれも（両親と別居している場合には児童の面倒をみている者）が次のいずれかの事情にある場合です。

(1-1) (家庭外労働) 児童の親が家庭の外で仕事をするのが普通なので、その児童の保育ができない場合

(1-2) (家庭内労働) 児童の親が家庭児童とはなれて日常の家事以外の仕事をするのが普通なので、その児童の保育ができない場合

(2) 妊娠中であるか又は出産後間がないこと。

(3) 疾病にかかり、若しくは負傷し、又は精神若しくは身体に障がいを持っていること

(4) 同居の親族（長期間入院等をしている親族を含む。）を常時介護又は看護していること。

(5) 震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっていること。

(6) 求職活動（起業の準備を含む。）を継続的に行っていること。

(7) 各種学校その他これらに準ずる教育施設に在学しているか、認定職業訓練その他の職業訓練を受けていること。

(8) 児童虐待を行っている又は再び行われるおそれがあると認められるか、配偶者からの暴力により小学校就学前子どもの保育を行うことが困難であると認められること

(9) 育児休業の間に当該特定教育・保育施設等を引き続き利用することが必要であると認められること。

(10) その他、保育ができないと認められる場合